

東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田健二殿

若林健太



## 東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復興交付金の執行状況を公表した。同交付金は、昨年度の第三次補正予算に一兆五千六百十二億円が計上されたが、その約八十四パーセントに当たる一兆三千百一億円が今年度に繰り越されている。すなわち、平成二十三年度中の同交付金の執行率が、僅か十六パーセントにとどまつたこととなる。

平成二十三年度第三次補正予算の成立は、昨年の十一月二十一日であつたことなどに鑑みれば、当該年度内に同交付金の全額を執行するには一定の限界があるものの、この執行率の低さは、政府の予算執行のスピードが遅く、東日本大震災からの復旧・復興が遅々として進んでいないことの証左であり、政府は猛省すべきと考える。

同交付金の執行率が僅か十六パーセントにとどまつた具体的な理由について、復興計画等との調整等に時間を要した要因を含めて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

